○総務省告示第三百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十二日　総務大臣　片山　善博

第1の4中「平成23年7月24日までに限る」の次に「(ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。)」を加える。

第1の5に次のただし書を加える。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、平成25年3月31日まで使用することができる。

第1の13(2)に次のただし書を加える。

ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域における1チャンネルから12チャンネルまでの周波数は平成24年3月31日まで、岩手県及び宮城県の区域における53チャンネルから62チャンネルまでの周波数は平成25年3月31日まで使用することができる。

第5の1(2)の表（注3）に次のただし書を加える。

ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

第5の1(3)の表（注3）に次のただし書を加える。

ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。この場合において、平成23年7月25日以降は、本表にかかわらず、仙台の中継局を親局とする。

第5の3(2)の表（注8）に次のただし書を加える。

ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

第6の1(2)の表（注2）及び同1(3)の表（注2）に次のただし書を加える。

ただし、一関を送信場所とする中継局にあっては、上段の周波数（チャンネル番号）は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成24年4月1日からとする。

○総務省告示第三百四十八号

基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）第1の6(4)の規定に基づき、平成十八年総務省告示第八十号（放送用周波数使用計画第1の5(4)の規定により定める中継局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十二日　総務大臣　片山　善博

題名中「放送用周波数使用計画第1の5(4)」を「基幹放送用周波数使用計画第1の6(4)」に改める。

表題中「放送用周波数使用計画第1の5(4)」を「基幹放送用周波数使用計画第1の6(4)」に改め、同表（注2）中「ただし」の次に「、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。なお」を加える。

○総務省告示第三百四十九号

平成二十二年総務省告示第百七十三号（二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更したので、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十二日　総務大臣　片山　善博

第二項に次の一号を加える。

4　前二号の規定にかかわらず、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、当該特定基地局に係る第一号に規定する周波数の使用は、平成二十四年四月一日以降に限る。

○総務省告示第三百五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日　総務大臣　片山　善博

一　名　　　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　平成二十三年七月二十四日から平成二十四年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○法務省告示第三百六十四号

大阪市中央区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月二十二日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中央区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十三年七月二十二日　法務大臣　江田　五月

大阪市東区上本町一丁目三十一番地　赤井弥之助

○法務省告示第三百六十五号

秋田県横手市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局横手支局に照会すること。

平成二十三年七月二十二日　法務大臣　江田　五月

秋田県平鹿郡山内村南郷字下南郷八拾九番地　髙橋　フヨ

○法務省告示第三百六十六号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む｡）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年七月二十二日　法務大臣　江田　五月

登　記　所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合のさいたま地方法務局上尾出張所及び草加出張所	平成二十三年八月二十九日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）の規定によりその商業登記の事務が神戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の神戸地方法務局加古川支局及び八鹿出張所	平成二十三年八月八日